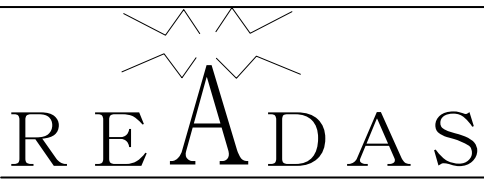


第 4459 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 4月 6日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 源泉所得税 納期の特例

Q：源泉所得税は原則、毎月納税ですが、社員数が少ないと年に二回でいいと聞きました。何人まででしたらこの適用が受けられるのですか？

A：常時10人未満であれば適用が受けられます。

【解説】

ご質問は、源泉所得税の納期の特例のことと思います。この特例は、給与等の支払を受ける者が常時10人未満の源泉徴収義務者に限り認められている制度で、この制度を受けるには、所轄の税務署長宛に源泉所得税の納期の承認に関する承認書を提出して、承認を受けなければなりません。

この制度の要件である「給与等の支払を受ける者が常時10人未満」かどうかは、給与等の支払を受ける者の数が平常の状態において10人未満かどうかで判定することとされています。

したがって、たとえば常雇の従業員が10人未満であっても、日々雇い入れる者を含めると平常10人以上になる場合は、適用できませんが、忙繁期は10人以上になるが、平常は10人未満であるという場合は適用を受けることができます。

なお、この適用を受けていた源泉徴収義務者において、給与の支払を受ける人が常時10人以上となった場合は、すみやかに源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書を所轄税務署長に提出しなければなりません。

